

不祥事件に対する指導について

(要 旨)

不祥事件発生時において加盟校、都道府県高等学校野球連盟および日本高等学校野球連盟が各々の指導、監督責任を果し、迅速に適切な指導を実施するために次の事を行う。

記

- (1) 加盟校指導者は不祥事件が発生した場合、その所属連盟に対しできるだけ速やかに、まず口頭を以てその概要を報告することとする。その内容は(3)項にそってその時点で把握したものを報告することとする。
- (2) 前項の報告を受けた都道府県高等学校野球連盟は同日中にその事実と当該事件に対する見解および当面の対応策について日本高等学校野球連盟へ報告することとする。
- (3) 都道府県高等学校野球連盟は当該校に対しできるだけ早急に次に挙げる項目を当該校校長名による文書で提出させることとする。この文書を受理した都道府県高等学校野球連盟は一週間以内に定められた審議機関を開催、事実関係の確認と当該校としての適切な処置がとられているかを審議するものとし、その結果、当該連盟のとった措置ならびに会長所見を添えて速やかに同文書を日本高等学校野球連盟に提出するものとする。
△ 不祥事件報告書記載事項(様式A4 学校長名で提出)
 1. 事件発生時・時と場所
 2. 関係者氏名
 3. 事件の概要
 4. 学校当局のとした処置
 5. 学校長の所見
- (4) 日本高等学校野球連盟は、緊急を要する場合に限り、当該事件の文書受理後直ちに日本学生野球協会審査室規定第2条各項に基づいて指導すべき応急処置は会長がこれを決定する。
- (5) 日本高等学校野球連盟は、前項で決定した応急処置について、日本学生野球協会審査室事務局に連絡すると共に当該都道府県高等学校野球連盟に即日口頭で連絡をする。なお、右処置は同日中に別途文書をもって通知する。
- (6) 前項の通知を受けた当該都道府県高等学校野球連盟は速やかに当該校に対する処置を行うと共に、文書到着後同校野球部宛に伝達するものとする。
- (7) 日本高等学校野球連盟は、上記第4項に基づいて決定して内容と受理した文書を各審議委員に通知する。

報告書作成上の注意事項

- (1) 報告書は速やかに作成し、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて提出して下さい。
書類は横書きとし、大きさはA4版とします。
- (2) 事件関係者は氏名を明記して下さい。(アルファベット等省略は使用しない)
- (3) 当該都道府県高等学校野球連盟が事件の報告を当該校から受けた期日を銘記して下さい。
- (4) 当該都道府県高等学校野球連盟において事件を審議した会合名称と、開催月日を「当該校に対する指導」の中で記載して下さい。
- (5) 事件当該者が指導者の場合は、本人の職業と野球部での指導歴を記載して下さい。
- (6) 事件が警察扱いの場合は、所轄警察署の見解または処分を明記して下さい。(処分決定が遅れる場合は追って報告すること)
- (7) 新聞報道がなされた場合は、必ずその抜粋を添付し、表現や内容に相違ある場合はその旨事実関係を明記して下さい。
- (8) 都道府県教委の処置があれば付記して下さい。
- (9) 謹慎状況報告書は処分解除予定期日の1ヶ月前までに提出して下さい。

不祥事件報告書様式（A4版縦）

（不祥事件報告書様式－1）

	平成 年 月 日
（財）日本高等学校野球連盟 会 長 殿	長崎県高等学校野球連盟 会 長 印 （当該校の場合は会長代理）
副 申 書	
1. 連盟の当該校に対する指導	
2. 今後の加盟校に対する指導	
3. 連盟の意見	

（不祥事件報告書様式－2）

	平成 年 月 日
長崎県高等学校野球連盟 会 長 殿	長崎県立〇〇高等学校 校 長 印
1. 事件の日時	
2. 関係者氏名、学年	
3. 事件の概要（経過）	
4. 事件後の処置	
5. 学校当局の処置（本人、部長、監督、野球部関係者等）	
6. 学校長所見	
7. 添付資料（新聞報道の抜粋）	